



平成 27 年 2 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社C&Gシステムズ  
代表者名 代表取締役社長 塩田 聖一  
( J A S D A Q コード 6 6 3 3 )  
問合せ先 取締役 管理統括部 部長  
大野 聡太郎  
( T E L . 0 3 - 6 8 6 4 - 0 7 7 7 )

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 3 月 25 日開催予定の当社第 8 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

当社は、本日付の「監査等委員会設置会社への移行および監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、本年 3 月 25 日開催予定の当社第 8 期定時株主総会の承認および平成 26 年 6 月 27 日公布の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）による改正後の会社法（以下「改正会社法」といいます。）の施行を条件として、コーポレート・ガバナンスの一層の強化の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。

これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うものであります。

また、監査等委員会設置会社への移行による業務執行を行う取締役とその監督を行う取締役の分離に伴う責任分担の明確化を図り、また、取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、改正会社法に基づき、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で取締役の責任を免除する事ができる旨の規定、および取締役（業務執行取締役等であるものを除きます。）の責任を法令の定める額に限定する契約を締結できる旨を、定款第 23 条（取締役の責任免除）として新設するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

|                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日（予定） | 平成 27 年 3 月 25 日（水） |
| 定款変更の効力発生日（予定）      | 平成 27 年 5 月 1 日（金）  |

以 上

【別紙】定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

| 現行定款   | 変更案  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、<u>監査役、監査役会</u>および会計監査人を置く。</p> <p>第5条～第15条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第16条 当社の取締役は11名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任)</p> <p>第17条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. <u>当社の取締役の選任については、累積投票によらない。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第19条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>第20条 (条文省略)</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、<u>監査等委員会</u>および会計監査人を置く。</p> <p>第5条～第15条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第16条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は11名以内とする。<br/>2. <u>当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第17条 取締役の選任は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第18条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br/>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u><br/>3. <u>補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第19条 取締役会は、取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>(取締役会)<br/>第 21 条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>4. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規定による。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(取締役会)<br/>第 21 条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会招集の通知は、各取締役に對し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>4. 取締役会の運営その他に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会の定める取締役会規定による。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)<br/>第 22 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役の責任免除)<br/>第 23 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |
| <p>第 5 章 監査役および監査役会<br/>第 22 条～第 26 条 (条文省略)</p> <p>(新設)<br/>(新設)</p> <p>(新設)</p>   | <p>(削除)</p> <p>第 5 章 監査等委員および監査等委員会<br/>(常勤監査等委員)<br/>第 24 条 監査等委員会はその決議により、常勤監査等委員若干名を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会)<br/>第 25 条 監査等委員会は、各監査等委員が招集する。</p> <p>2. 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>3. 監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</p>   |

|   |  |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第28条～第31条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第27条～第30条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 本定款の変更は、会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）の施行の日から効力を生ずるものとする。なお本附則は上記の効力の発生をもってこれを削除する。</u></p> |
|---|--|

以 上